

新型コロナウイルス感染症への対応方針について 社会体育施設等の利用のお知らせ

(令和3年3月5日 更新)

学校開放施設、社会体育施設等について下記のとおりとさせていただきます。

- ◆ 対象施設: 中央公民館、下宮地区公民館、生涯学習館、小・中学校(グラウンド、体育館)、ごうど中央スポーツ公園(テニスコート、多目的グラウンド、野球場等)、西座倉スポーツ公園(テニスコート、グラウンド)、下宮テニスコート、町民体育館(剣道場・卓球場・競技場)

- ◆ 期 間: 3月8日(月)～

- ◆ 申請時のお願い:

- ・申請は、3月8日(月)から開始します。
- ・下宮地区公民館、生涯学習館、小・中学校(グラウンド、体育館)の施設については、スポーツ少年団活動、中学校部活動・スクール活動のみとさせていただきます。
- ・教育団体登録がされている団体は、必ず後援使用団体認定証原本を提示いただきますようお願いいたします。

※ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

《お問い合わせ先》

○社会体育施設、学校開放施設、下宮地区公民館について
神戸町教育委員会 生涯学習課 電話:0584-27-0182

○中央公民館、生涯学習館について
神戸町教育委員会 中央公民館 電話:0584-27-7321